

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="331 320 862 352">岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱</p> <p data-bbox="114 395 300 427">第1～第9〔略〕</p> <p data-bbox="188 469 327 501">附則〔略〕</p> <p data-bbox="152 504 232 536"><u>[追加]</u></p>	<p data-bbox="1323 320 1854 352">岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1106 395 1292 427">第1～第9〔略〕</p> <p data-bbox="1180 469 1319 501">附則〔略〕</p> <p data-bbox="1180 504 1261 536"><u>附則</u></p> <p data-bbox="1133 539 1991 571"><u>この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。</u></p>

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前			改正後																		
別表第1 (第3関係)			別表第1 (第3関係)																		
事業区分	経費	補助額	事業区分	経費	補助額																
1 高度土地利用調整事業(高度化支援事業実施要領別表1の1に規定する事業をいう。以下同じ。)	<p>土地改良区等が高度土地利用調整事業を行う場合に要する経費。ただし、各年度の経費は、次に定める額を上回らないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業の受益面積</th> <th>限度額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60ha 未満</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>60ha 以上 200ha 未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>200ha 以上</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>の規定に基づき指定された地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</u>又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域(以下「中山間地域」と総称する。)において行うものにあつては、100分の55)に相当する額以内の額。</p>	対象事業の受益面積	限度額(千円)	60ha 未満	1,500	60ha 以上 200ha 未満	2,000	200ha 以上	4,000	<p>(1) 経営体育成型(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。)</p> <p>当該事業を行う場合に要する経費の2分の1(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項</p>	1 高度土地利用調整事業(高度化支援事業実施要領別表1の1に規定する事業をいう。以下同じ。)	<p>土地改良区等が高度土地利用調整事業を行う場合に要する経費。ただし、各年度の経費は、次に定める額を上回らないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業の受益面積</th> <th>限度額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60ha 未満</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>60ha 以上 200ha 未満</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>200ha 以上</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>の規定に基づき指定された地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域又は<u>棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u>(以下「中山間地域」と総称する。)において行うものにあつては、100分の55)に相当する額以内の額。</p> <p>(備考1)  <u>特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、指定棚田地域、特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付率を、事業採択があった年度に応じて、それ</u></p>	対象事業の受益面積	限度額(千円)	60ha 未満	1,500	60ha 以上 200ha 未満	2,000	200ha 以上	4,000	<p>(1) 経営体育成型(高度化支援事業実施要領別表3に規定する事業をいう。)</p> <p>当該事業を行う場合に要する経費の2分の1(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項</p>
対象事業の受益面積	限度額(千円)																				
60ha 未満	1,500																				
60ha 以上 200ha 未満	2,000																				
200ha 以上	4,000																				
対象事業の受益面積	限度額(千円)																				
60ha 未満	1,500																				
60ha 以上 200ha 未満	2,000																				
200ha 以上	4,000																				

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
	(2)～(4) 〔略〕		<p><u>ぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。</u></p> <p><u>(備考2)</u></p> <p><u>特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付率を、事業採択があつた年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とする。</u></p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p>
2～7 〔略〕		2～7 〔略〕	

岩手県農業経営高度化支援事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改 正 前	改 正 後
別表第2（第9関係） [略]  様式第1号～13号 [略]	別表第2（第9関係） [略]  様式第1号～13号 [略]